

藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

藤枝市勤労者福祉センター条例（昭和 61 年藤枝市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)付帯設備等の表中

「

種類	単位	使用料		備考
		午前・午後・夜間それぞれ		
			円	
バレーボール用具	1 組		2 1 0	支柱・ネット
テニス用具	1 組		2 1 0	支柱・ネット
バトミントン用具	1 組		1 0 0	支柱・ネット

」

を

「

種類	単位	使用料		備考
		午前・午後・夜間それぞれ		
			円	
バレーボール用具	1 組		2 1 0	支柱・ネット
バトミントン用具	1 組		1 0 0	支柱・ネット

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。